

最終更新日：2009年5月22日

八洲電機株式会社

代表取締役社長 落合 憲

問合せ先：執行役員経営統括本部長 守屋 昇

証券コード：3153

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ透明な企業活動を目指すことを経営の基本としております。この方針を支えるコーポレート・ガバナンスの重要性を充分認識し、経営の透明性・公正性、迅速な意思決定の維持・向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
落合 憲	3,048,000	16.73
八洲電機従業員持株会	2,523,059	13.85
嶽山 富美江	443,000	2.43
株式会社日立製作所	400,000	2.20
落合 永二	395,000	2.17
株式会社三菱UFJ銀行	350,000	1.92
株式会社みずほ銀行	350,000	1.92
田代 宏	319,000	1.75
鈴木 一正	268,472	1.47
菊池 倭子	204,747	1.12

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

3月

業種	卸売業
(連結) 従業員数	500人以上1000人未満
(連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項ありません

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役二名を選任しており、社外からのチェックを社外監査役による監査を行っており、経営の監視機能は十分に果たしていると考えております。このため社外取締役を選任しておりませんが、客観的な視点・観点から経営に参画でき、当社のコーポレートガバナンスの確立に貢献できる人材であれば、積極的に検討してまいります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査業務は、あずさ監査法人と監査契約を締結しており、監査業務は定期的、さらに必要に応じて監査業務を行っております。監査役は、会計監査人と年間監査計画の確認を行うとともに監査結果の報告および必要の都度相互の情報交換を行うなどの連携を密にしており、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査室が内部監査業務を執り行い、内部監査報告を監査役に適宜報告を行い、相互に連携をとり監査業務に当たっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
津田 弘通	他の会社の出身者				○				○	
朝野 邦男	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
津田 弘通	安田倉庫(株)監査役 (財)松翁会理事長	金融機関における役員を歴任し豊富な知見と幅広い見識を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。
朝野 邦男	(株)日立ビルシステム	(株)日立製作所等の豊富な業務に携わっており、その経験を活かして、当社監査体制の強化を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

平成19年度の取締役会14回開催し社外監査役両名とも14回出席され、また監査役会にも社外監査役両名とも15回開催され15回出席されています。出席に際しては、疑問点を明らかにするため適宜質問され意見を述べております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当年度の報酬は、前年度の業績に連動し内規に基づき決定しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成20年6月24日の第64期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度の廃止を平成20年4月16日の取締役会で決議しております。また同定時株主総会にて監査役報酬限度額を年額6千万以内と改訂しております。監査役4名(うち2名は社外監査役)となっております。

取締役および監査役に支払った報酬の総額(役員退職慰労引当金繰入額を含む)の内容は、取締役6名に対し155百万円(うち社外取締役1名に対し0百万円)、監査役4名に対し44百万円(うち社外監査役2名に対して12百万円)であります。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役は、当社の意思決定に対して、幅広い視野を持った有識者に第三者の立場から適切なアドバイスを受けております。なお、社外監査役全員と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規程する最低責任限定であります。また、社外監査役と当社との間に、人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

①当社は、監査役会制度を採用しており、内部統制システムおよび執行監査体制の充実に努めております。現在の役員構成は取締役は8名、監査役4名(うち社外監査役2名)であります。なお、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立し、経営責任を明確にするため、平成19年6月開催の定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に定款変更しております。また、当社の取締役は18名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

②取締役会は、毎月1回定期的に、さらに必要に応じて臨時に開催され経営に関する重要事項を審議・決定しております。

業務執行につきましては、経営会議において業務執行の前提となる重要事項を審議し、取締役会に付議しております。なお、経営会議は、常勤取締役6名、常勤監査役2名、執行役員営業統括本部長、執行役員業務統括本部長、執行役員経営統括本部長の11名で構成されております。

監査役会は、定期的さらに必要に応じて臨時に開催されているほか、取締役会に出席するとともに、重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等を行っております。

内部統制につきましては、当社としては内部統制機能の充実に図り、社内のより高い企業倫理の確立に向けて努力しております。また、財務報告に係る内部統制(J-sox)につきましては、平成20年4月から本格的な運用を行っております。

③内部監査につきましては、代表取締役の指示により専任組織である監査室(6名)が内部監査業務を執り行い、内部監査に関し代表取締役および監査役へ適宜報告を行うなど、相互に連携をとり監査業務にあたっております。

監査役監査につきましては、会計監査人と適宜情報・意見交換等を行い、また、監査室から内部情報に関し適宜報告を受けております。なお、取締役とは職責を異にする独立機関であることを充分認識し、積極的に意見の表明を行っており充分な経営チェックを行なえる体制が整っております。

④当社の会計監査業務は、あずさ監査法人と監査契約を締結しており、監査業務を執行した公認会計士は、あずさ監査法人所属の山本 守氏、栗原 幸夫氏の2名であり、監査業務に係る補助者(公認会計士4名、会計士補等5名、その他3名)とともに定期的に、さらに必要に応じて監査業務を行っております。会計監査人は、監査役と年間監査計画の確認を行うとともに監査結果の報告を行っております。また、経営者や監査役会と適宜情報・意見交換等を行っております。

⑤監査報酬の内容

第64期連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1)公認会計士法(昭和23年 法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 33百万円

(2)上記以外の業務に基づく報酬 4百万円

注: 1 上記(1)には、前事業年度の監査に係る追加報酬10百万円が含まれております。

2 上記(2)は財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務等であります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会を「集中日」を回避し定時株主総会日を早めています。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	本決算開示後と第2四半期決算開示後にアナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催します。
IR資料のホームページ掲載	あり	決算短信、有価証券報告書、事業報告書を掲載する予定です。
IRに関する部署（担当者）の設置	—	経営戦略本部 IR広報室

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成13年7月13日 ISO14001の認証を取得しております。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備に係る基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、社会規範・倫理そして法令等の遵守により公正かつ適切な経営の実現と、市民生活との調和をはかるため経営理念、グループ行動規範に従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行う。
- (2) 当社は、取締役・従業員が法令および社会通念等を遵守し、その行動を推進するためのグループ行動規範に則り、その徹底をはかるためにコンプライアンス委員会の運営と社員教育を行う。
- (3) グループ各社の取締役・従業員は、グループ各社における法令違反およびその他コンプライアンス違反に関する事実を発見した場合、CSR室もしくは外部相談窓口へ通報するものとする。CSR室および外部相談窓口は事実についての調査を行い、コンプライアンス委員会において協議の上、必要と認める場合、適切な対策を決定する。また、重要で必要と認める場合は、取締役会・監査役会へ報告するものとする。
- (4) 内部監査部門である監査室は、従業員の職務の執行が法令・定款等に適合しているかにつき内部監査を行い、改善すべき事項を明確にした上で、助言や勧告を行う。監査結果については、社長に報告の上、取締役および監査役に周知する。
- (5) 当社は、金融商品取引法に対応するため財務報告に影響を与える可能性のある勘定科目、拠点、業務プロセス等を特定、可視化し、財務報告の適正性ならびに信頼性を確保するものとする。
- (6) 監査役会は取締役の業務の執行が法令・定款等に適合しているかの監査を行う。併せて、取締役・監査役より業務執行確認書を監査役会に提出せしめる。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する事項は別途定める「取締役会規程」および「文書管理規程」に従って管理・保管を行い、取締役・監査役は常時閲覧可能とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営に影響を及ぼす恐れのある経営リスク・事業リスク等を総合的に認識し、評価する体制を整備するとともに、リスク管理に関する社内規程およびリスク管理体制を体系的に制定する。
- (2) リスク管理体制の整備は、リスク管理委員会(委員長:代表取締役社長)を中心として行い、経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に対応できる体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役および各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。取締役や常勤監査役にて構成される経営会議にて、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議は月1回以上開催する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社すべてに適用する指針としてグループ行動規範を定めている。グループ各社の管理については、関係会社管理規程に基づき適切に推進する。またグループ各社の内部監査を実施・統括し、グループ各社の業務全般にわたる内部統制の

有効性および妥当性と信頼性を確保する。なお、グループ各社社長は当社社長宛にコンプライアンス宣誓書を提出するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が補助者を必要とするとき、従業員の所属する部門の担当の取締役はその旨を連絡し、従業員の所属する部門の担当の取締役は必要な措置を講じるように努める。

7. 前号の当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の要請によって、その職務を補助することとなった従業員の人事異動・人事評価等について監査役会の同意を必要とする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役・従業員が監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議の上制定し、取締役は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役に対し、重要な決裁書類を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制をとる。

(2) 当社は、監査役が代表取締役社長、会計監査人と意見および情報の交換を行う場を提供する。

10. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

(1) 当社はグループ行動規範に基づき制定された「反社会的勢力との関係遮断」を遂行するための体制を整える。

(2) 反社会的勢力には毅然とした対応をするが、反社会的勢力との接触が生じた場合には、すみやかに警察当局および顧問弁護士等に通報・相談できる体制を整えている。また取引先については、取引開始時に反社会的勢力でないことを確認する。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項ありません

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項ありません

【 参考資料：模式図 】

